

# 中国古代における帝号称謂と内禅による帝位継承に至る道筋

岡安 勇

はじめに

筆者は先に中国上古における帝位継承者の徳性について考察を行ったことがあるが、そのきっかけは『上海博物館蔵戦国楚竹書（二）』所収『子羔』第一簡に「子羔曰、何故以得為帝。孔子曰、昔者而弗世也。善与善相受也。故能治天下、平万邦」とある堯舜禪讓説話があったからである。それでは戦国時代の竹簡と考えられるこの『子羔』や『唐虞之道』・『容成氏』にみられる堯舜禪讓説話が行われていた戦国時代の諸国は王位継承に際して当時の思想界の禪讓問題に対してどのように向き合ったのであろうか。

この問題解明のため、戦国時代の諸国が周の権威を無視して王号を名乗りはじめ、さらには王号を超越した帝号ま

で僭称するようになり、やがて皇帝の称号を用いた秦による中国統一を迎えたことから、はじめに戦国時代における帝号の変遷について考察し、つぎに戦国諸国の国内での王位継承時の混乱について通覧し、この混乱を解決する方策の一つとなる当時の思想界に行われていた禪讓による王位継承について検討していくこととする。

## 一、戦国諸国の帝号変遷について

まずはじめに、戦国時代に入る前四〇三年から秦の中国統一に至る前二二一年までの一八二年間における戦国諸侯の帝号の変遷と戦国諸侯における諸侯位・国王位継承時の混乱について表一にまとめておいた。<sup>①</sup>

さて、戦国諸侯の称号の変遷について表一を一覧すると、はじめに表一Aで見られるように、前四〇三年に韓・魏・趙が諸侯として取り立てられたことから戦国の七雄時代が始まったわけであるが、この後、三十六年後（前三六七年）の表一Bでは諸侯による周王朝の勢力削減が進められ、九年後（前三五八年）の表一Cでは諸侯の中から周王朝の下での権力獲得の動きが現れ、その五年後（前三五三年）の表一Dでは諸侯の中から齊が初めて「王」の称号を名乗ったのである。王号を称するこの行動は、これまでの周王朝を中心とした支配体制への対抗であり、新たな支配秩序の構築が模索される時代に入ったことを表している。

さらにこの九年後（前三四四年）の表一Eでは、魏は「夏王」と称し、「天子の位」に即く<sup>⑤</sup>という行為に及んでいる。これは明確な周王朝の否定であり、内外に新王朝建設を鮮明にする意図を持った行為である。この時「夏王と名乗り、天子の位に即いた」のは魏の恵王であるが、これに對して『戦国策』齊策五、「蘇秦説齊湣王」に

於是齊・楚怒、諸侯奔齊、齊人伐魏、殺其太子、覆其十萬之軍。魏王大恐、跣行按兵於國、而東次於齊、然後天下乃舍之。

とあるように、戦国諸侯の強い反発が巻き起こり、魏は齊によってその太子を殺害され、『戦国策』秦策四、「或為六

国説秦王」には

齊太公聞之、拳兵伐魏、壤地兩分、國家大危。梁（魏）王身抱質執璧、請為陳侯臣、天下乃積梁。

とあり、魏の領土が二分されるといふ国家的危機を招いたというのである。

この事件によって一時的に諸侯の称号変更の動きは抑えられたが、表一Eの十年後（前三三四年）になると表一Fでは魏は再び王号を称する動きを示している。今回は表一Dの時点で王号を称していた齊に對して魏は改めて王を称しているが、これは周王朝崩壊後を見据えた覇権争いの始まりを意味すると思われる。

また、表一Gでは、齊と魏が互いに「王」の地位にあることを確認し合っている。この王号称谓の動きは、この後、諸侯間にも広がりを見せ、表一Gの九年後（前三二五年）の表一Hでは秦が王号を称するのを契機に、その二年後（前三二三年）の表一Iでは韓や燕・趙・中山にも王号を称する事態が波及した。ここに至って、戦国の七雄と中山の八国が王号を称することになったのである。

ところが、表一Iの五年後（前三一八年）の表一Jで趙の武靈王は、中国を支配する頂点に立つ称号としての王号を戦国諸国が併称している現状に對して「実態にそぐわない虚名である」として、諸侯間の一連の流れに反して王号

呼称を撤回して君号を用いることとしている。このことについて『資治通鑑』卷二、周紀二、顯王四十六（前三二三）年の条の胡三省注では

趙武靈王之不肯称王、非守君臣之分、居之以謙也。將求其所大欲而力未能称心也。

と述べ、王号撤回が「大欲を求め」た、つまり王号以上の野心を抱いていたと指摘するのは示唆的である。この武靈王は表一Jの十九年後（前二九九年）の表一Kでは、王子の何に讓位して恵文王として即位させ、自身は退位して幼少の恵文王の後見役としての「主父」となっている<sup>9</sup>。つまり、この讓位は名目的なものであり、内実は主父となった武靈王がそのまま実権を握っていたのである。この時点で武靈王には王号から別の継承スタイルへの模索が始まっていたのではないだろうか。また、武靈王の王号撤回行動は他の戦国諸国にも何らかの影響を及ぼしたであろうと推測することもできる。

武靈王が王号を撤回して主父と号してから十年後（前二八九年）の表一Lの趙世家では、秦の恵文王は「自ら置きて西帝」となったという。つぎに、翌年の表一Mの秦本紀・魏世家・田敬仲完世家・穰侯列伝などでそれぞれ、秦が西帝となり、斉（湣王）が東帝となったと伝え、楚世家も秦と斉の各自が帝となったと記している。この帝号称谓

の経緯については、『史記』田敬仲完世家に

蘇代自燕来、入齐……齐王曰……秦使魏毋致帝、子以為何如。对曰……願王受之而勿備称也。秦称之、天下安之、王乃称之、無後也。且讓争帝名、無傷也。秦称之、天下惡之、王因勿称、以収天下、此大資也。

とあるように、秦側から帝号称谓を勧められたのであり、秦側ではこれより先に「自ら置きて西帝」になっていたとすれば、趙世家がいうように、まず前二八九年に秦の昭襄王が西帝を名乗り、翌年の前二八八年に斉の湣王が帝号を名乗ったと考えることもできる<sup>10</sup>。いずれにしても、この西帝・東帝称谓問題は月余にしてやめられ、両国ともに王号に復帰している。

しかし、西帝・東帝称谓問題の二年後（前二八六年）の表一Nの田敬仲完世家には、斉の湣王が周王朝を併合して自ら天子となる野望を抱いた事件が記されている。さらに、泗水一帯の弱小諸侯である鄒・魯は斉に対して称臣して臣下の礼を執り、斉との間に君臣関係が結ばれたというのである<sup>11</sup>。あたかもこの年表一Nで秦・燕・趙では、天子になる行動を取った斉への対抗措置として、秦は西帝、燕は北帝、趙は中帝と称して連衡する対策を取ったのである。この三国の対抗措置から、斉の採用した称号も「帝」であったと判断することができる。つまり、斉は帝号を称

して天子の位に即いたのである。

秦・燕・趙が西帝・北帝・中帝として実際に活動したという記事は見当たらないから、この三帝計画は実現しなかったと考えられる。また、天子となった斉に対しては、翌年の前二八五年<sup>(14)</sup>には秦が攻撃を加え、翌々年<sup>(15)</sup>には秦と趙・魏・韓・楚・燕の合計六カ国連合軍によって攻撃が加えられ、斉湣王は国外逃亡し、魯や鄒に避難したのであるが、その時のこととして『史記』魯仲連列伝には

齊湣王之魯、夷維子為執策而從、謂魯人曰……子安取礼而來<sup>(16)</sup>「待」吾君。彼（湣王）吾君者、天子也。天子巡狩、諸侯辟舍、納筦籥、撰衽抱机、視膳於堂下、天子已食、乃退而聽朝也。魯人投其籥、不果納。……当是時、鄒君死、湣王欲入弔、夷維子謂鄒之孤曰、天子弔、主人必將倍殯棺、設北面於南方、然后天子南面弔也。鄒之群臣……固不敢入於鄒。……然且欲行天子之礼於鄒・魯、鄒・魯之臣不果納。

とあるように、逃亡先の魯に対して巡狩で訪れた天子として振る舞い、鄒では諸侯の葬儀に訪れた天子として振る舞って入国を求めたことが記されている。

結局、斉の湣王は逃亡先で楚から派遣されて斉の宰相となっていた淖齒によって殺害され、この事件は一応の収束を見たのであるが、湣王は終始天子として行動していたこ

とが分かる。

このように見てくると、戦国時代中期には斉・魏による諸侯レベルの勢力台頭とそれによる周王朝の支配体制の崩壊が引き起こされたのは周知の通りだが、それは戦国諸侯の王号採用という指標によって具体的に確認することができるのである。戦国諸侯の王号採用は斉と魏から始まったが、この動きは他の諸侯にも広がり、燕や中山のような小諸侯にまで波及した。その結果、周王朝は戦国諸侯の中に埋没していくのである。この動向はさらに強まり、戦国時代後期になると、秦と斉による帝号称谓により他諸侯の反応をうかがいつつ、さらには天下の趨勢も見極めようとしたのである。一旦は取りやめになったにもかかわらず、その後すぐにまた帝号称谓を試す動きが現れている。このような情勢は、もはや周王朝支配からの脱却は自明のこととなり、新たな統一国家形成に向けた試みとなり、その統一の指標となったのが取りも直さず帝号称谓なのである。

こうして、この時期になると必然的に周王朝からの王朝交替についても現実味を帯びてくる。三「帝」称谓の五年後の前二八一年の表一〇では楚が韓と斉を伴って秦を攻撃するのを名目に周王朝を滅ぼす策略を立てている。これまで見てきたように、楚はこれまでの帝号称谓の争いには一度も加わらなかったが、内実は秦をはじめとする諸国と同

じように中国支配の野心を抱いていたことがこの行動から  
闡明になる。『史記』楚世家には、この策謀を察知した周  
王赧が周の定王の曾孫にあたる武公を使者として楚に派遣  
した時のこととして

周王赧使武公謂楚（頃襄王）相昭子曰、……夫弑共  
主、臣世君、大國不親。以衆脅寡、小國不附。

とあり、使者は楚に対して諸國の共主である周王を弑逆  
し、君主を臣下とする悖逆行為を非難している。また、こ  
れに続いて、

……今子將以欲誅殘天下之共主、居三代之伝器、吞三  
翻六翼、以高世主、非貪而何。……故器南則兵至矣。  
於是楚計輟不行。

とあるように、中国支配の象徴であり伝國の宝器である九  
鼎を楚に移す、つまり楚が天下の支配者となる行動を論難  
し、抗弁したことにより楚の周王朝滅亡計画は未然に中止  
されたというのである。

楚による周王朝滅亡計画が未遂に終わってから二十二年  
後の前二五九年の表一Pには、趙攻略に長平の戦いなどで  
大きな戦果を上げた秦の武安君白起と宰相の応侯范雎とを  
離間させるために語った蘇代の「趙亡びば、則ち秦王、王  
となり」、つまり秦は王中の王、天下第一の王者になると  
いう言葉がある<sup>17</sup>。ここでは、帝号は用いられていないが、

中国古代における帝号称谓と内禪による帝位継承に至る道筋

これまでの考察からみれば、天下第一の王者とはすなわち  
「帝」を念頭にいったものであることは明らかであろう。  
というのは、この二年後の前二五七年の表一Qでは、長平  
の戦いの勢いに乗った秦軍が趙の都邯鄲を包囲した時のこ  
ととして魏から派遣された客将の新垣衍が秦の包囲を解く  
には秦を尊んで帝号を奉獻することと進言した記事がある  
からである。

このように、戦国諸侯は周王の權威を無視して王号を僭  
称して以来、中国再統一を目指して王号を名乗りだすと、  
今度は王号を超える称谓として帝号が用いられることと  
なった。前二五七年、秦の昭襄王のときにはこの帝号の奉  
獻も検討される戦国諸國第一の強國となり、帝号奉獻は実  
現しなかったが、その実力は年々強まり、翌年の前二五六  
年の表一Rでは、秦は九鼎を獲得して周を滅ぼしたことを  
内外に示したのである。さらに、表一S-Yでは連年にお  
たる軍事行動で戦国諸國をつぎつぎに攻め滅ぼし、表一Z  
ではついに前二二一年に中国統一を果たし、中国の支配權  
力を手中に収めた秦はこれまでの王号を超越した「皇帝」  
号を採用することになったのである。この時の皇帝号創設  
の経緯については『史記』秦始皇本紀に

采上古帝位号、号曰皇帝。

とあるが、上古の「帝」の位号とは次章以下で明らかにす

るように、帝堯・帝舜の「帝」の位号を採用するというとであり、この「帝」号がこれまでに見てきた称号変遷の歴史的経過のなかから具現化したものといえることができる。

それではなぜ戦国諸国は「帝」号を求め、また戦国諸国を統一した秦でも「上古の帝の位号」を採用するといっているのであろうか。このことについて、次章以下で考察を加えてみたい。

## 二、弑逆などによる王位継承の混乱について

前章では戦国時代の諸国が称号の変遷を通して中国統一を目指した過程を考察したが、自国内における王位継承ではどのような問題があったのであろうか。

『戦国策』東周策、「周文君免士師藉」には

春秋記臣弑君者以百数、皆大臣見譽者也。

とあり、『春秋』には臣下が君主を弑逆する記事が百を以て数えるほどあると記しているが、これは誇張であり、『春秋』の記録する魯の隠公元（前七二二）年から哀公十六（前四七九）年までの二四二年間に記録されている弑逆の数は三十六回であるといわれている<sup>19</sup>。王族内や臣下から国王を弑逆することは、すなわち王位継承が正常に行われ

なかつたことを表している。

それでは、戦国時代においても諸王国では弑逆など王位継承を混乱させる問題が起こっていたのであろうか。

戦国諸国の国内における権力継承は、基本的に父子継承であるが、時には暴力的に支配権力を獲得することもあり、政権基盤が盤石であつたわけではなく、むしろ不安定要素を内包していたのである。

はじめに、戦国時代幕開けの前四〇二年の表一1では楚王の声王が盗賊に殺害された事件があるが、これ以外楚では王位継承における争乱は表一18の戦国末期の前二八年に幽王の死後その同母弟が即位して哀王となり、哀王の庶兄の負鄒の徒党が哀王を殺害して負鄒を王位に立てた事件の二例のみである。ただし、表一15では懐王が秦に抑留される事件がおきている。この時太子は斉に質となっていたので、楚国内では懐王の庶子を国王に擁立する動きも起きたが、斉から帰国することのできた太子が即位して頃襄王となり、その二年に懐王が秦から逃走して趙に逃れたが、秦の攻撃を恐れた趙は受け入れず、結局懐王は秦に捕らえられて彼の地で卒するという権力基盤をゆるがす混乱が起こっている。

趙では、前三九九年の表一2では父子継承ではなく兄の烈侯から弟の武公への兄弟継承であるが、ここでは問題は

起こっていない。しかし、前三八六年の表一4では、武公が死去して兄烈侯の太子章が即位すると、弟武公の子である朝が即位をめぐって反乱を起している。また前三七四年の表一6では、公子勝が成侯の即位に対して反乱を起し、さらに前三五〇年の表一9では、成侯の死去に際して公子緄が太子（後の肅侯）と即位をめぐって争っている。その後、前三二五年に武霊王が即位したが、前二九九年の表一Kでは、武霊王は主父となり、王子の何を恵文王として即位させて実権はこれまで通り主父が握っていたことは第一章で述べた。武霊王が主父となつて四年後の前二九五年の表一16では、恵文王の異母兄である公子章が反乱を起こして鎮圧されたが、この公子章は武霊王の長子で、以前太子に立てられて太子章となつたが、後に主父武霊王が呉娃を寵愛してその子を恵文王とすると、太子章は廃位されたという経緯がある。この反乱の巻き添えで主父武霊王は宮中に幽閉されて餓死するという趙にとつての重大事件が起こつた。

齊では、呂齊が滅亡する前三九一年から前三七九年までを表一3で示してある。この後、齊は田齊となるが、田齊では王位継承における争乱は見当たらず、第一章で見たとおり、湣王が楚から派遣された宰相の淖齒に殺害されたことが一件、前二八四年の表一17に見られる。

中国古代における帝号称谓と内禪による帝位継承に至る道筋

秦では、前三八五年の表一5に恵公の死去で出子が即位し、その二年に庶長が靈公の子（後の獻公）を擁立して出子とその母を殺害したとある。また、秦では昔からしばしは君主を廃立することがあったので、君臣間に乖乱が起こつたとも記されている。その後には、前三〇七年の表一12に子のない武王の死去にあつて諸弟が争乱を起こし、その中から穰侯魏冉の力によつて昭襄王が即位したとある。この争乱は昭襄王即位後も治まらず、翌々年の前三〇五年の表一13には、庶長の壮と大臣・公子の反逆が起こつたとある。

韓では、前三七一年の表一7に、臣下による君主哀侯の弑殺事件が発生した後、哀侯の子の懿侯が即位するという混乱があつた。また、前三〇〇年の表一14に、襄王の太子嬰が死去すると公子咎と公子蟻蝨が太子の地位を争っている。

魏では、前三六九年の表一8に、武侯の死去に際して子罃（後の恵王）と公中緩が太子の地位を争い、この争いに乗じて趙と韓が魏を侵略し、趙は子罃を殺して公中緩を王に立てようとし、韓は子罃と公中緩の二人を国王に立てて国力を二分して魏の弱体化を主張して対立して物別れに終わったので、魏は衰運の窮地を脱することができたというのである。このほか魏に関する王位継承における混乱は見

当たらないが、第一章でも見たように恵王の三十（前三四一）年に斉との間の馬陵の戦いで太子申が殺害され、恵王自身も斉に囚われの身になるといふ事件が起こっている。<sup>(23)</sup>

最後の燕は戦国の七雄の一つに数えられてはいるが、春秋時代からほとんど領域外との交渉を持たず、平公の二十八（前三三四）年の蘇秦による合縦策を受け入れることから戦国諸国との外交を開始したという特徴を持つ。<sup>(24)</sup>

その燕では、戦国諸国と交渉を持った十八年後の前三一六年の表一10に帝堯から帝舜へ帝位を禅譲した上古の帝位継承に則り、燕王噲は宰相の子之に王位を禅譲する決意から三百石以上の官吏の公印を子之に譲与し、禅譲による王位継承が実施された。しかしその二年後の前三一四年の表一11に、禅譲から足かけ三年で国内は大いに乱れ、將軍市被と太子平が政權奪取を謀り、斉の宣王からの援助を背景として、禅譲された子之を攻撃してまた国内が混乱した。これによって燕王噲は戦死し、子之は国外逃亡するという燕国の危急存亡の大事件が発生している。

このように見てくると、第一章で考察した帝号称谓による中国統一を目指していた戦国諸国は、一方では国内で王位継承時にスムーズな継承が行われず、争乱が起こる問題もしばしばあったことが確認できるのである。

そのことから、戦国諸国では争乱をとまなわぬ安定し

た確実な王位継承に関心が高まっていったことは想像するに難くない。そこで導入されたのが、禅譲による王位継承であったのではないかと考えられる。先に見た燕では失敗事例として取り上げられることとなるが、それは、禅譲による王位継承に対する戦国時代の関心の高さを如実に示した事例であるとも言えるであろう。

### 三、禅譲による王位継承の模索

表一Cで戦国諸国で初めて中国支配の権力獲得に意欲を示した魏の恵王は公子時代に太子の地位を争い、王位について三十年目に馬陵の戦いで太子申を失い、三十二（前三三九）年には公子赫<sup>(25)</sup>・公子理<sup>(26)</sup>・公子印<sup>(27)</sup>の中から争乱を起こすことなく平和裏に太子を選任することが求められていた。

このような時期に恵王は、禅譲による王位継承を模索していたのである。『呂氏春秋』審応覽、不屈には

魏恵王謂恵子曰、上世之有国、必賢者也。今寡人実不若先生、願得伝国。恵子辞。王又固請曰、寡人莫有之固於此者也。而伝之賢者、民之貧争之心止矣。欲先生之以此聴寡人也。恵子曰、若王之言、則施不可而聴矣。王固万乘之主也。以国与人猶尚可。今施、布衣



也。可以有万乘之国而辞之、此其止貪争之心愈甚也。とあり、恵王が諸子の一人で賢者とされた恵施に禪讓を申し出るやりとりが掲載されている<sup>(30)</sup>。この恵王と恵施のやりとりに続いてつぎのような論評も掲載されている。

夫受而賢者舜也、是欲恵子之為舜也。……伝而賢者堯也。是恵王欲為堯也。

ここにあるとおり、禪讓者たる恵王を堯になぞらえ、受禪者たる恵施を舜になぞらえている。この禪讓による王位継承は実現しなかったが、戦国時代における現実政治の世界で初めて禪讓が王位継承の一つとして取り上げられたことは注目しなければならない<sup>(31)</sup>。

つぎに、燕では前三一六年表一10に掲げたように堯または禹に擬せられた燕王噲が許由または益に擬せられた宰相の子之に禪讓する議論が見られ、それが実行に移されて三年経過したが子之の統治は失敗し、国内が大いに乱れたというのである。この燕の禪讓にまつわる混乱に乗じて前三一四年に出兵した斉の宣王<sup>(32)</sup>に対して孟子が直接助言しているが、このころの思想界でも禪讓についての議論が盛んに行われていた。

儒家の孟子や荀子は禪讓論を明確に否定する立場を表明しているが、儒家系統の書といわれている『唐虞之道』や『容成氏』・『子羔』などの出土史料<sup>(33)</sup>には堯・舜・禹の禪讓

が武力闘争と縁のない平和裏に権力交替を行える理想の帝位継承として繰り返し説かれている<sup>(36)</sup>。また墨家の『墨子』には禪讓を肯定する論説がみられる<sup>(37)</sup>。

思想界では禪讓論議が活発になり、現実の政治世界にも大きな影響を及ぼし、燕では現実に禪讓による王位継承が行われるに至ったが、思想界の観念的な禪讓思想と現実の政治の中で行われる禪讓行為とは深刻な乖離が生じ、現実世界では他国を巻き込む大きな人的犠牲と国家的損失をもたらしたのである。

斉の燕出兵に関して、一九七七年中山国の都靈寿の王墓から青銅器が発掘されたが、その青銅器に記された銘文によると、前三〇八年頃中山国も燕に侵攻して燕の宝器を獲得し、その宝器を鑄つぶして鑄造されたものがこの銘文を鑄込んだ青銅器であることが判明している<sup>(38)</sup>。その「中山王・方壺」銘文には

適<sup>な</sup>ま<sup>また</sup>燕君の子噲の、大義を顧<sup>かへ</sup>みず、諸侯に求めずして、臣と宗と位を易<sup>か</sup>うるに遭<sup>あ</sup>う。以って内には召公の業を絶ち、其の先王の祭祀を廢し、これを外にしては則ち將<sup>し</sup>に<sup>か</sup>使<sup>つか</sup>して天子の廟に上觀し、退きては諸侯と会同に齒長せんとす。則ち上は天に逆い、下は人に順<sup>したが</sup>わざるなり。寡人はこれを非とす。

とあるなど、中山国が燕の禪讓行為を激しく非難する記述

があるが、このことから、当時禪讓による王位継承には現実の政治世界でも賛否両論が戦わされていたことが窺える。

こうした中で、「胡服騎射」の軍制改革を断行した趙の武靈王は、第一章で見たように前二九九年に王子何を王位に即けて恵文王とし、自らは「主父」と号したのである。表一Kの趙世家には武靈王が恵文王に「伝国」したと記されている。これについて『日知録』巻十四、内禪には

史記、趙武靈王伝国於子恵文王、自称主父。此内禪之始。

とあり、顧炎武はこれを王国内部の禪讓＝内禪のはじまりと理解している。これは、上述の魏の恵王と恵施、燕王噲と子之の禪讓による王位継承とその失敗、中山国に見られる禪讓の否定の中から生み出された禪讓方式であったのではなかろうか。しかし、内禪の結果が現れないうちに主父武靈王は餓死してしまふのである。

これから後、秦による中国統一に向けての動きは帝号称谓の流れとともに進展し、前二二一年の中国統一によって始皇帝は「上古の帝の位号」すなわち帝堯・帝舜の「帝」を採用することになるのである。

結びにかえて

『戦国策』を編纂した劉向の書『説苑』至公によれば

秦始皇帝既吞天下、乃召群臣而議曰、古者五帝禪賢、三王世繼、孰是。將為之。博士七十人未对。鮑白令之对曰、天下官則讓賢是也。天下家則世繼是也。故五帝以天下為官、三王以天下為家。秦始皇帝仰天而歎曰、吾德出于五帝、吾將官天下、誰可使代我後者。……遂罷謀、無禪意也。

とあり、始皇帝は皇帝即位にあたって禪讓による帝位継承にするか世襲による帝位継承にするか論議したといっているのである。しかも、はじめ始皇帝は自己の徳を五帝から引き継いだとして、五帝がみな賢者に禪讓したことから、禪讓による帝位継承を採用した場合、後任の帝位継承者は誰にすべきかとも下問している。結局、始皇帝は禪讓による帝位継承を採用することはなかったが、禪讓問題は始皇帝にも大きな影響を与えていたのである。始皇帝が採用した世襲による帝位継承を擁護した法家の韓非子の言に「人主雖不肖、臣不敢侵也」とあるが、わずか二代で失敗している。つぎの前漢王朝創建時のこととして『史記』高祖本紀には劉邦について

正月、諸侯及將相與共請尊漢王為皇帝。漢王曰、吾聞帝賢者有也。空言虛語、非所守也、吾不敢當帝位。

とあるように、臣下から尊号を奉られ「皇帝」に推戴されたが、劉邦は五帝の「帝」の位号に注意を向け、また上述してきた禪讓を意識したと思われる劉邦は「帝位には賢者が即くべきもの」として一旦は辞退するが、最終的には帝位に即くのである。

また、上述した表一10に禹は名目上は益に禪讓したが、実際には子の啓が益の実権を奪って帝位を繼承し、禪讓による繼承が完成されなかったことから、燕王子噲は太子の部下の印を取り上げて受禪者である子之に印を与えたところ<sup>(43)</sup>。しかし、『史記』夏本紀には

禹子啓賢、天下屬意焉。……故諸侯皆去益而朝啓……於是啓遂即天子之位。

とあり、禹の子啓は賢者であったので帝位に即いたとの説話もある。

つまり、禪讓は天下の賢者を帝位繼承者とするものであるから、禪讓者の子が天下の賢者であれば、それは父子繼承ではなく理想的な禪讓による帝位繼承となるのである<sup>(44)</sup>。すなわち、これは顧炎武のいう内禪である。

前漢では、戚夫人のために皇太子位から廃位される恐れがあった皇太子時代の恵帝の地位を固守するために呂后は

張良の力を借りるのである。そこでこの張良の授けた策が、劉邦に恵帝を賢者と認識させることであり、事実、恵帝を賢者と認めた劉邦は如何ともしがたいとして、戚夫人の子如意の立太子を断念し、これにより恵帝の皇太子の地位は確定し、その後の帝位繼承が約束されたのである<sup>(45)</sup>。これは、戦国趙の主父武靈王の内禪の試みのあと、禪讓による帝位繼承を換骨奪胎して内禪という帝位繼承に置き換えたものと考えられるが、詳しい考察は今後の課題としたい。

表一

No	発生年	国名	記事	事由	出典
A	前四〇三	韓 魏 趙	二十年、韓、趙、魏列為諸侯。		鄭世家
			二十二年、魏、趙、韓列為諸侯。		魏世家
			六年、与趙、魏俱得列為諸侯。		韓世家
			六年、魏、韓、趙皆相立為諸侯。		趙世家
1	前四〇二	楚	声王六年、盜殺声王、子悼王熊疑立。	「殺」	楚世家
2	前三九九	趙	烈侯卒、弟武公立。	兄弟繼承	趙世家
3	前三九一	齊	康公貸立。貸立十四年、淫於酒婦人、不聽政。太公乃遷康公於海上、食一城、以奉其先祀。	田氏による「政權奪取」	田敬仲完世家
	前三八六	齊	十九年、田常曾孫田和始為諸侯、遷康公海濱。	同上	齊太公世家
	前三七九	齊	二十六年、康公卒、呂氏遂絕其祀。	田氏による「政權奪取」の完成	齊太公世家
4	前三八六	趙	武公十三年卒、趙復立烈侯太子章、是為敬侯。……敬侯元年、武公子朝作乱、不克、出奔魏。	公子による「乱」。父子繼承に戻る。	趙世家
5	前三八五	秦	十三年、……惠公卒、出子立。出子二年、庶長改迎靈公之子獻公于河西而立之。殺出子及其母、沈之澗旁。秦以往者數易君、君臣乖乱、故晋復彊、奪秦河西地。	臣下による「殺」	秦本紀
6	前三七四	趙	成侯元年、公子勝与成侯争立、為乱。	公子による「乱」	趙世家
7	前三七一	韓	六年、韓嚴弑其君哀侯、而子懿侯立。 <sup>(46)</sup>	臣下による「弑」	韓世家
8	前三六九 <sup>(47)</sup>	魏	十六年……武侯卒、子釐立 <sup>(48)</sup> 、是為惠王。惠王元年、初、武侯卒也、子釐与公中緩争為太子。	「争為太子」	魏世家
B	前三六七	周	史記周顯王二年西周惠公封少子班於鞏為東周。		『括地志』洛州鞏県
			(趙成侯八年)与韓分周以為兩 <sup>(49)</sup> 。		趙世家
C	前三五五	魏	(齊威王二十四年) <sup>(50)</sup> 与魏王会田於郊。魏王問曰：「王亦有宝乎」 <sup>(51)</sup> 。威王曰、無有。梁王曰、若寡人國小也、尚有徑寸之珠照車前後各十二乘者十枚、奈何以万乘之國而無宝乎。		田敬仲完世家
D	前三五三	齊	(齊威王二十六年)十月、邯鄲拔、齊因起兵擊魏、大敗之桂陵。于是齊最彊于諸侯、自称為王 <sup>(52)</sup> 、以令天下。		田敬仲完世家
9	前三五〇	趙	二十五年、成侯卒。公子縲与太子肅侯争立、縲敗亡奔韓。	「公子争立」	趙世家

No	発生年	国名	記 事	事由	出典
E	前三四四	魏	魏伐邯鄲、因退為逢沢之遇、乘夏車、称夏王、朝為天子、天下皆從 <sup>(53)</sup> 。		『戦国策』秦策四
			魏王説於衛鞅之言也、故身広公宮、制丹衣柱、建九旂、從七星之旗。此天子之位也、而魏王処之。		『戦国策』齊策五
F	前三三四	齊・魏	(惠文君)四年……齊、魏為王。		秦本紀
G	前三三四	齊・魏	(齊)与魏襄王(惠王之誤り <sup>(54)</sup> )会徐州、諸侯相王也 <sup>(55)</sup> 。		田敬仲完世家
		齊・魏	襄王元年、与諸侯会徐州、相王也。追尊父惠王為王。 <sup>(56)</sup>		魏世家
		齊・魏	齊宣王(威王之誤り)与魏襄王(惠王之誤り)会徐州而相王也。		孟嘗君列伝
H	前三二五	秦	秦惠王(十三年)称王。其後諸侯皆為王。		周本紀・楚世家
			秦惠王称王。		田敬仲完世家
			(惠文君)十三年四月戊午、魏君為王、韓亦為王 <sup>(57)</sup> 。		秦本紀
I	前三二三	燕・韓	燕、韓君初称王 <sup>(58)</sup> 。		楚世家
		燕	十年、燕君為王。		燕召公世家
		中山・燕・趙	中山与燕、趙為王 <sup>(59)</sup> 。景公二十九年卒、子叔立、是為平公。是時六国皆称王。		『戦国策』中山策四魯周公世家
J	前三一八	趙	(趙、武靈王)八年、韓擊秦、不勝而去。五国相王 <sup>(60)</sup> 、趙独否、曰、無其实、敢処其名乎。令国人謂己君 <sup>(61)</sup> 。		趙世家
10	前三一六	燕	鹿毛寿謂燕王、不如以国讓相子之。人之謂堯賢者、以其讓天下於許由、許由不受、有讓天下之名而实不失天下。今王以国讓於子之、子之必不敢受、是王与堯同行也。……禹薦益、已而以啓人為吏。及老而以啓人為不足任乎天下、伝之於益。已而啓与交党攻益、奪之。……王因取印自三百石吏已上而效之子之。子之南面行王事而噲老不聽政顧為臣、国事皆決於子之。	「君讓其臣」	燕召公世家
11	前三一四	燕	三年、国大乱百姓恟恐。……孟軻謂齊王曰、今伐燕、此文武之時、不可失也。王因令章子将五都之兵、以因北地之衆以伐燕。士卒不戰城門不閉、燕君噲死齊大勝。燕王之亡 <sup>(62)</sup> 。	「燕君噲死」	燕召公世家
12	前三〇七	秦	武王卒、諸弟爭立、唯魏日力為能立昭王。	「諸弟爭立」	穰侯列伝
13	前三〇五	秦	(昭襄王)二年、彗星見。庶長壯与大臣諸侯 <sup>(63)</sup> 公子為逆皆誅、及惠文后皆不得良死。	「公子為逆」	秦本紀
14	前三〇〇	韓	十二年、太子嬰死。公子咎、公子蟻蟲爭為太子。	「爭為太子」	韓世家
K	前二九九	趙	(武靈王)二十七年五月戊申、大朝於東宮、伝国、立王子何以為王。王廟見礼畢、出臨朝。大夫悉為臣、肥義為相国、并傳王。是為惠文王。惠文王、惠后吳娃子也。武靈王自号為主父。		趙世家

No	發生年	国名	記 事	事由	出典
15	前二九六	楚	頃襄王三年、懷王 (= 頃襄王父) 卒于秦、秦婦其喪于楚。楚人皆憐之、如悲親戚。諸侯由是不直秦。秦楚絶。	懷王、抑留された秦の地で亡くなる。	楚世家
16	前二九五	趙	四年、朝群臣、安陽君亦來朝。主父 (= 武靈王) 令王聽朝、而自從旁觀窺群臣宗室之礼。見其長子章儼然也、反北面為臣、詘於其弟、心憐之、於是乃欲分趙而王章於代、計未決而輟。主父及王游沙丘、異宮、公子章即以其徒与田不礼作乱、詐以主父令召王。肥義先入、殺之。高信即与王戰。公子成与李兌自國至、乃起四邑之兵入距離、殺公子章及田不礼、滅其党賊而定王室。公子章成為相、号安平君、李兌為司寇。公子章之敗、往走主父、主父開之、成、兌因困主父宮。公子章死、公子成、李兌謀曰、以章故困主父、即解兵、吾属夷矣。乃遂困主父。令宮中人後出者夷、宮中人悉出。主父欲出不得、又不得食、探爵獻而食之、三月余而餓死沙丘宮。主父定死、乃發喪赴諸侯。	「公子作乱」主父 (= 武靈王) の餓死	趙世家
L	前二八九	秦	(趙惠文王) 十年、秦自置為西帝。		趙世家
M	前二八八	秦・齊	(昭襄王) 十九年、王為西帝、齊為東帝、皆復去之。		秦本紀
			十月為帝、十二月復為王。		六国年表秦欄
			為東帝二月、復為王。		六国年表齊欄
			(頃襄王) 十一年、齊秦各自稱為帝、月余、復婦帝為王。		楚世家
			(昭王) 八年、秦昭王為西帝、齊湣王為東帝、月余、皆復稱王婦帝。		魏世家
			(湣王) 三十六年 <sup>(64)</sup> 、王為東帝、秦昭王為西帝。		田敬仲完世家
			昭王十九年、秦稱西帝、齊稱東帝。月余……而齊、秦各復婦帝為王。		穰侯列伝
			齊湣王彊……助趙滅中山、破宋、広地千余里。与秦昭王爭重為帝 <sup>(65)</sup> 。已而復婦之。		樂毅列伝
			秦王立帝宜陽、令許綰誕魏王、魏王將入秦。		『呂氏春秋』応言
			穰侯相秦而齊強、穰侯欲立秦為帝而齊不聽、因請立齊為東帝而不能成也。		『韓非子』内儲説下
湣王嘗稱帝、後去之。		范雎列伝			
N	前二八六	齊	於是齊遂伐宋、宋王出亡、死於温。齊南割楚之淮北、西侵三晋、欲以并周室、為天子。 <sup>(66)</sup> 泗上諸侯鄒魯之君皆稱臣、諸侯恐懼。		田敬仲完世家
		秦・燕・趙	秦為西帝、燕為北帝、趙為中帝 <sup>(67)</sup> 、立三帝以令於天下。(実現せず)		蘇秦列伝

No	発生年	国名	記 事	事由	出典
17	前二八四	齊	四十年、燕、秦、楚、三晋合謀、各出銳師以伐、敗我濟西。王 (= 湣王) 解而卻。……淳齒遂殺湣王。	臣下による「弑」	田敬仲完世家
O	前二八一	楚	楚欲与齊韓連和伐秦、因欲囚周。……南器以尊楚 <sup>(68)</sup> 。		楚世家
P	前二五九	秦	趙亡則秦王王矣、武安君 (白起) 為三公。		白起列伝
Q	前二五七	秦	此時魯仲連適游趙、会秦困趙、聞魏將欲令趙尊秦為帝。		魯仲連列伝
R	前二五六	秦	周君、王赧卒、周民遂東亡。秦取九鼎宝器、而遷西周公於憚狐。		周本紀
S	前二四九	秦	後七歲、秦莊襄王滅東周 <sup>(69)</sup> 。東西周皆入于秦、周既不祀。		周本紀
T	前二四七	秦	年十三歲、莊襄王死、政代立為秦王。		秦始皇本紀
U	前二三〇	秦	九年、秦虜王安、尽入其地、為潁州郡。韓遂亡。		韓世家
18	前二二八	楚	十年、幽王卒、同母弟猶代立、是為哀王。哀王立二月余、哀王庶兄負芻之徒襲殺哀王而立負芻為王。	庶兄の徒による「襲殺」	楚世家
V	前二二五	秦	三年、秦灌大梁、虜王假、遂滅魏以為郡県。		魏世家
W	前二二三	秦	五年、秦將王翦、蒙武遂破楚国、虜楚王負芻、滅楚為郡 <sup>(70)</sup> 云。		楚世家
X	前二二二	秦	三十三年、秦拔遼東、虜燕王喜、卒滅燕。		燕世家
			趙之亡大夫共立嘉為王、王代六歲、秦進兵破嘉、遂滅趙以為郡。		趙世家
Y	前二二一	秦	四十四年、秦兵擊齊。齊王聽相后勝計、不戰、以兵降秦。秦虜王建、遷之共。遂滅齊為郡。		田敬仲完世家
Z	前二二一	秦	(秦) 王曰、去秦、著皇、采上古帝位号、号曰皇帝。		秦始皇本紀

出典欄に特に書名を掲載するもの以外、すべて『史記』所載のものである。

## 註

- (1) 拙稿「中国上古における帝位継承者の徳性について―『上海博物館藏戦国楚竹書(二)』所収『子羔』を手掛かりとして―」『中国出土資料研究』(中国出土資料学会、二〇一六年)第二〇号所収。
- (2) 拙稿「中国古代における『三王の後』の成立―『郭店楚墓竹簡』所収『唐虞之道』・『上海博物館藏戦国楚竹書』所収『容成氏』を手掛かりとして―」『福井重雅先生古稀・退職記念論集古代東アジアの社会と文化』(汲古書院、二〇〇七年)所収、および、その注(二〇)参照。
- (3) 註(1)・註(2)拙稿参照。
- (4) 戦国諸侯の称号の変遷については通し番号をアルファベットで、諸侯位・国王位継承時の混乱の記事については通し番号を算用数字で示した。表には『史記』各篇の記事を重視したため、M以外には『史記』六国年表の簡略な記事は掲載しなかった。また、小論では戦国諸侯の王号採用後の表記を戦国諸国としたが、統一されていない所もある。なお、戦国時代には七雄以外にも鄭・越・魯・衛の小国もあるが、ここではこれら小国は除外した。
- (5) 表一Eに掲げた『戦国策』秦策四には「朝為天子」とあるが、鮑彪はここに「一」を補って「一朝為天子」とし、「一朝にして天子と為る」と解釈した。しかしその後、王
- 念孫が『讀書雜誌』(中華書局、一九九一年)上、四十二頁で「一」を除き「為」は「子」と通じるとして以来、多くの注釈家は「朝子(周)天子」と読んでいる。これに対して安井息軒は横田惟孝『戦国策正解』に付した「補正」で「魏即天子之位、改国号夏、因乘夏后氏之車、自称夏王也。及斉伐之、即便去王復本号。故他書不言耳」として、魏が天子の位に就いたと理解している。
- (6) 『史記』魏世家・田敬仲完世家・孫子呉起列伝・商君列伝・孟嘗君列伝には「斉虜魏太子申」とあるが、『戦国策』魏策二には「斉大勝魏、殺太子申」とあり、太子申は殺害されたのである。
- (7) この記事は馬陵の戦いを指しているが、この時の斉の国王は威王で、その十六年のことであり、「太公」とするのは誤りである。楊寛『戦国史料編年輯証』(上海人民出版社、二〇〇一年、以下『編年輯証』と略称)三二二頁では、斉の威王十六年を前三四一年とする。また、平勢隆郎『新編史記東周年表』(東京大学出版会、一九九五年、以下『年表』と略称)表IV―IIでは、前三四二年とする。
- (8) 表一Jの「五国相王」は前三三二三年のことであるが、「武靈王八年」と一連の史料であり、恣意的に分割できないので一括して示した。註(60)参照。また、ここに現れない楚は他の戦国諸国と違い、前七四〇年から王号を称



している〔『史記』十二諸侯年表、『同』楚世家参照〕。また、『同』六国年表では前三一八年の周の慎靚王三年の条に「宋自立為王」とあり、宋も王号を称している。

(9) 『錢穆先生全集「新校本」先秦諸子繫年』(九州出版社、二〇一一年、以下『先秦諸子繫年』と略称)「五国相王」によれば、この時武靈王四十八歳、恵文王十二歳である。

(10) この他『戦国策』斉策四、趙策三、『戦国縦横家書』第四章、第八章にも見える。

(11) 馬雍氏は、秦はこの当時、十月歳首であったとする(『文物』一九七五年第四期所収「帛書『別本戦国策』各篇的年代和歴史背景一二六頁)。なお、大西克也・大櫛敦弘『戦国縦横家書』(東方書店、二〇一五年、以下『戦国縦横家書』と略称)七一頁には、西帝・東帝称谓年代についての考察がある。また『年表』Ⅳ―Ⅱを参照。

(12) 表一Nの斉湣王の記事の後には「三十九(前二八五)年、秦来伐、抜我列城九。四十年、燕・秦・楚、三晋合謀、各出銳師以伐、敗我濟西。王解而卻。燕將楽毅遂入臨淄、尽取齊之宝藏器。湣王出亡、之衛。衛君辟宮捨之、称臣而共具。湣王不遜、衛人侵之。湣王去、走鄒・魯、有驕色、鄒・魯君弗内、遂走莒」と続き、湣王が燕・斉・楚・韓・魏・趙によって攻撃され、国外逃亡して衛に入った時にも、衛君は湣王のために臣と称したとある。

中国古代における帝号称谓と内禪による帝位継承に至る道筋

(13) 唐蘭氏は、燕が北帝と称したということについて懷疑的な見方をしている(『戦国縦横家書』(文物出版社、一九七六年)所収「司馬遷所没有見過的珍貴史料」。また袁黄氏は、六国の中で最弱国の燕が斉や秦と同じく帝と称したとは考えられないとしてこの記事が信憑性を欠くという(韓兆琦『史記箋証』(江西人民出版社、二〇〇五年)七、四〇二〇頁、注五九に採録)。

(14) 註(11)参照。

(15) 註(11)参照。

(16) 原文に「待」の字は無いが、点校本二十四史修訂本『史記』八(中華書局、二〇一三年、以下修訂本『史記』と略称)、二九九〇頁の校勘記「五」に拠って補う。

(17) 『資治通鑑』(中華書局香港分局、一九七六年重印版)周紀五、一七一頁には、ここに胡三省が注して「秦之称王自王其国耳、今破趙国則將王天下也」とある。

(18) この紀年については、表一Qの出典である魯仲連列伝には「適会魏公子無忌奪晋鄙軍以救趙、擊秦軍、秦軍遂引而去」とあり、これと一致する記事が『史記』魏公子列伝に「魏安釐王二十年、秦昭王已破趙長平軍、又進兵圍邯鄲。……進兵擊秦軍。秦軍解去、遂救邯鄲、存趙」とあり、「魏安釐王二十年」の紀年が前二五七年であることに拠る。また、前掲『編年輯証』九九八頁では、魏公子列伝と対応

「する『戦国策』趙策三、第十三章を引用して前二五七年の記事として掲載している。なお、前掲『年表』Ⅳ―Ⅱ、五二七頁では前二五九年のこととしている。

- (19) 『漢書』楚元王伝に「二百四十二年之間……弑君三十六、亡国五十二」とあり、『漢書』司馬遷伝に「春秋之中、弑君三十六、亡国五十二」とある。

- (20) 「武公子朝作乱」を魏世家では「公子朔為乱」に作る。なお前掲『編年輯証』二三〇頁では「武」を衍字とする。

- (21) 『年表』Ⅳ―Ⅱでは前二二四年とする。
- (22) 註(63) 参照。

- (23) 『戦国策』秦策五に「(魏恵王) 身布冠而拘於斉」とある。また、『呂氏春秋』審応覽、不屈には「恵王布冠而拘於鄆」とある。なお、原文には「斉」ではなく「秦」とあるが、繆文遠『戦国策新校注』(巴蜀書社、一九八七年)上、二六一頁の注「11」にしたがって「斉」とする。

- (24) 蘇轍『古史』(『巴蜀全書』四川大学出版社、二〇一六年)一一一頁参照。

- (25) 『史記』魏世家には「以公子赫為太子」とあるが、魏策二には「太子鳴」とあり、『史記』魏世家の「子襄王立」の『史記索隱』には「系本、襄王名嗣」とあり、一定しない。なお、『史記』趙世家の武靈王即位(前三二五年)の儀の列席者として「梁襄王与太子嗣」とあり、ここの「襄

王」は「恵王」の誤りであるが、前三三九年の「太子赫」以後に「太子嗣」がいたことになる。

- (26) 『戦国策』魏策二に見える。

- (27) 『史記』魏世家・商君列伝に見える。なお『戦国策』秦策三も「印」に作るが、魏策二、韓策二には「高」に作る。

- (28) 『呂氏春秋』審応覽、不屈によれば、註(23)の事件より以前である。

- (29) 「賢者」については註(1)・註(2) 拙稿参照。

- (30) 恵王が儒家の孟子とも議論したことは『孟子』梁恵王章句に見られる。

- (31) 『戦国策』秦策一、「衛鞅亡魏入秦」には「孝公行之八年、疾且不起、欲伝商君、辞不受」とあり、秦の孝公の死去(前三三八年)に近い時期に商鞅に諸侯位を讓位する話が残されている。

- (32) 前掲『先秦諸子繫年』三八〇頁「斉伐燕乃宣王六年非湣王十年弁」参照。なお、『韓非子』第三十八、難三には「燕子噲賢子之而非孫卿、故身死為僇」とあり、燕混乱の当時、荀子も関与できる立場にあったように記されているが、この時の荀子は若年過ぎるのではないかと思われる。

- (33) 註(30)には燕征服後の斉の施政方針について孟子の助言がある。また、『孟子』公孫丑章句下には燕攻撃に対する孟子の見解が見られる。

(34) 『孟子』万章章句上、『荀子』正論篇参照。

(35) 浅野裕一編『竹簡が語る古代中国思想』(汲古書院、二〇〇五年)、侯乃峰『上博楚簡儒学文献校理』上(上海古籍出版社、二〇一八年)など参照。

(36) 註(1)・註(2) 拙稿参照。

(37) ただし、『墨子』の尚同などにある「是故選天下之賢可者、立以為天子」が民衆や選挙による禪讓ではなく、天、あるいは天帝によるものであることについては、板野長八「墨子の非命説」(『史学雑誌』五十八編二号、一九四九年)、小倉芳彦「墨子思想の理解をめぐる一試論」(『史学雑誌』六十八編七号、一九五九年)、渡辺卓「墨子」諸篇の著作年代」(『東洋学報』四十五卷三、四号、一九六二—六三年)、宇都木章「墨子の尚賢論の一側面」(『史苑』二十六卷二、三号、一九六六年)など参照。

(38) 『文物』一九七九年一期の河北省文物管理処「河北省平山県戦国時期中山国墓葬発掘簡報」及び関連論文、『考古学報』一九七九年二期の李学勤・李零「平山三器与中山国史的若干問題」及び関連論文、『故宫博物院院刊』一九七九年二期の羅福頤「中山王墓鼎壺銘文小考」及び関連論文、宇都木章「中山王国の発掘報告―特にその青銅器銘文中の燕王噲物語について―」(『史友』十二号、一九八〇年)、張守中『中山王壺器文字編』(中華書局、一九八一

年)、小南一郎「中山王陵三器銘とその時代背景」(林巳奈夫編『戦国時代出土文物の研究』(京都大学人文科学研究所、一九八五年、所収)など参照。

(39) 釈読は前掲小南一郎「中山王陵三器銘とその時代背景」に依拠する。

(40) 「伝国」が禪讓の意味で使われていることは本論第三章掲載の『呂氏春秋』不屈や『韓非子』外儲説右下を参照。

(41) 『世界歴史大系中国史1』(山川出版社、二〇〇三年)松丸道雄担当「第二章殷」一〇四頁の「表一諸書中の五帝比較表」によれば、五帝とは、『史記』五帝本紀では「黄帝・顓頊・帝嚳・堯・舜」であり、『戦国策』では「伏羲・神農・黄帝・堯・舜」である。このうち帝を冠する者に限ると、『黄帝・帝嚳・帝堯・帝舜』であるから、始皇帝のいう五帝には「帝堯・帝舜」が念頭に置かれていたと思われる。

(42) 『韓非子』第五十一、忠孝。

(43) 出土史料の『容成氏』には「禹有子五人、不以其子為後、見【第三十三簡】皋陶之賢也、而欲以為後。皋陶乃五讓以天下之賢者、遂称疾不出而死。禹於是乎讓益。啓於是乎公益自取【第三十四簡】」とあり、禹の子啓は益を攻撃して実権を奪ったとある。また、堯・舜・禹についての禪讓説話を否定する伝世史料については范祥雍『古本竹書紀年輯校訂補』(新知識出版社、一九五六年)参照。

中国古代における帝号称謂と内禪による帝位継承に至る道筋

- (44) 註(一) 拙稿参照。
- (45) 『史記』留侯世家参照。
- (46) この記事の注にある『史記素隠』は「又紀年云、晋桓公邑哀侯于鄭、韓山堅賊其君哀侯而立韓若山」とあり、『竹書紀年』の逸文を載せている。
- (47) 楊寛『戦国史1997増訂版』(台湾商務印書館、一九九七年、七二九頁、以下『増訂版』と略称)では魏恵王の即位年の考証を行って、魏恵王は『史記』六国年表より一年繰り下げて前三六九年に即位したとの結論を得ているので、ここでは楊寛氏の説に従った。
- (48) 前掲『資治通鑑』三八頁には「魏武侯薨、不立太子、子罃与公中緩争立、国内乱」とあり、武侯の時太子を立てていなかったとする。また、王亦令『稽古録点校本』(中国友谊出版公司、一九八七年)一四九頁には「魏武侯薨、無適子、公子罃与公中緩争立、国内乱」とあり、嫡子がいなかったとする。
- (49) 前掲『増訂版』七一〇頁の「戦国大事年表」には「これより西周は分裂して西周・東周の小国になった」との指摘がある。
- (50) 前掲『増訂版』などによれば、この「斉威王二十四年」は誤りで、「斉威王二年」にあたる。同様に下の表一Dの「斉威王二十六年」は「斉威王四年」にあたる。
- (51) 『史記』周本紀に「周君、王赧卒、周民遂東亡。秦取九鼎宝器、而遷西周公於憚狐。後七歲、秦莊襄王滅東西周。東西周皆入于秦、周既不祀」とあるように、「九鼎宝器」は権力掌握の象徴であり、ここで魏恵王が「宝」と言っているのは、国王号の獲得に意欲を示した表れと考えられる。
- (52) 前掲『増訂版』四〇七頁、第八章、注⑦には、この時斉が「最強於諸侯」であったとは信じられないとし、この当時の諸侯の中の最強国は魏であるとす。
- (53) 前掲『先秦諸子繫年』巻三、二六四頁には、この時を前三四四年のことと考証しているのに従う。
- (54) 魏の恵王(恵成王)の在位年数について『史記』魏世家などに誤りがあることは、『史記集解』・『史記素隠』以来『竹書紀年』を根拠とした指摘がある。そのなかで、梁玉繩は『史記』に魏の恵王の子である襄王と、襄王の子哀王が記されていることについて、「襄」はよく似た「哀」に書き誤り、その後二人の王の名となったと解釈している。また、魏恵王の改元については、秦恵文王の改元の例を出して、恵王の王号への改称を記念したもので、恵王を追尊したものではないとする(『史記志疑』一「中華書局、一九八一年」、四二二頁条参照)。また、方詩銘・王修齡『古本竹書紀年輯証』(上海古籍出版社、一九八一年、以下『紀年輯証』と略称)一三六頁には『史記』魏世家の集解・素隠が

『竹書紀年』の記事にある「恵成王十七年卒」と『竹書紀年』を突いた杜預の「春秋経伝集解後序」に「至十六年而称恵成王卒」とあることについて方詩銘・王修齡は魏恵王が逾年改元したと考えて、魏恵王の改元後の在位年数の問題を取り上げているが、全体としては「計算方法の違いで、相互に矛盾はない」と結論している。これに対し、前掲『増訂版』七二九頁では、立年改元の立場を取っているが、註(47)で魏恵王の即位年を一年繰り下げていたので、結果的には魏恵王の卒年は両者ともに前三一九年になっている。なお、李民等『古本竹書紀年訳註』(中州古籍出版社、一九九〇年、一九〇頁)には、『紀年輯証』などの先行研究について「推測の域を出ないもの」と断定的な批判をしている。また、前掲『古本竹書紀年輯校訂補』六五頁ではすでに立年改元の立場から『紀年輯証』と同様の結論を出している。

(55) 瀧川資言『史記会注考証』伍(上海古籍出版社、二〇一五年)、一三三八五頁には「愚按、宣王此時初称王也」とある。また、『今本竹書紀年』の周顯王三十四(前三三三五年)の条に「魏恵成王三十六年、改元称一年。王与諸侯会于徐州」とあることから、前掲『史記志疑』一、四二二頁で梁玉繩は「竹書云、魏恵成王改元称一年、王与諸侯会于徐州」とあることから、「是歳無諸侯相王事」と説き、本文

中国古代における帝号称謂と内禪による帝位継承に至る道筋

の表に掲載した田敬仲完世家などの「諸侯相王也」は誤りだと指摘している。しかし、梁玉繩が依拠している『竹書紀年』は『今本竹書紀年』であり、『今本竹書紀年』はつとに王国維が偽書であると論証しているから、梁玉繩のこの説には従えない(前掲『紀年輯証』所収の王国維『今本竹書紀年疏証』参照)。なお前掲『紀年輯証』一三七頁では、恵成王の改元には慶賀の意味が込められていたと解釈している。

(56) 本文の「追尊父恵王為王」は誤りであるが、これについては註(54)参照。

(57) 前掲『史記志疑』一、一四三頁では、燕召公世家に「燕君為王」とあることを根拠に、秦に関する記録をすべき秦本紀に「魏君為王」とあるのは誤りで、「秦君為王」とすべきとし、韓の王号称謂は二年後とする。

(58) 『史記』韓世家の宣恵王十一(前三三二)年の条に「君号為王」とあるが、『史記』六国年表の韓の宣恵王十(前三二二)年の条に「君為王」とあり、本文表Hの楚世家の記事とも合致するので、韓王の「君為王」は前三三二三年のこととする(前掲『史記志疑』三、一〇九三頁参照)。

(59) この記事の紀年については何建章『戦国策注釈』(中華書局、一九九〇年)下冊一三三五頁の注釈①を参照。

(60) 前掲『先秦諸子繫年』三四九頁「五国相王考」・『編年輯

証』四三八頁では共に「五国相王」を前三三三年のこととすることに従う。また、楊寛氏が「この年（前三二八年）は趙の武靈王が「五国相王」の時に称した王号を取り消した年であり、この年に「五国相王」の事件があったのではない」と述べていることに従う（前掲『編年輯証』四八二頁参照）。

(61) 前掲『史記会注考証』壹、一二四頁では、「武靈王」として王を称した時期を周の慎靚王の六（前三一五）年と推測している。

(62) 佐藤武敏監修、工藤元男・早苗良雄・藤田勝久訳注『戦国縦横家書』（朋友書店、一九九三年、以下朋友『縦横家書』と略称）一八二頁注（10）には斉の燕攻撃についての考察がある。

(63) この「諸侯」は古鈔本には「諸」とあり、穰侯列伝などには「諸侯」の字がない（前掲『史記会注考証』壹、二九三頁参照）。なお、穰侯列伝の該当箇所には「誅季君之乱、而逐武王后出之魏、昭王諸兄弟不善者皆滅之、威振秦国」とあり、『史記索隱』ではこの「季君」を「公子壮」のこととする。また『史記索隱』では『竹書紀年』の「秦内乱、殺其太后及公子雍、公子壮」という記事を引き、「公子雍」の名も明らかにしている（前掲『紀年輯証』一五二頁参照）。

(64) 齊湣王の在位年については誤りがある（『編年輯証』六四〇頁参照）。

(65) この「助趙滅中山、破宋、広地千余里。与秦昭王争重為帝」の記事で、中山国が滅亡したのは前二九六年（六国年表趙欄では前二九五年）であるが、宋の滅亡は西帝・東帝称謂問題の後の前二八六年であるので、文後半の「与秦昭王争重為帝」の記事も前二八六年以降のことと考えることも可能である。しかも、表一Nの記事を見ると、この記事を表一Nの前二八六年に置くこともできるのではないかと考えられる。

(66) 前掲『資治通鑑』は赧王の三十（前二八五）年に繫けている。

(67) この記事の前段には「（斉）南面拏五千乘之大宋……齊伐宋、宋急、蘇代乃遺燕昭王書」とあり、宋が斉に滅ぼされた年であるから、前二八六年のこととする。また、『戦国策』燕策一、「斉伐宋宋急」章にも同様の記事がある。なお、前掲朋友『縦横家書』二五二頁注（二）、東方『縦横家書』一八二頁注（二）にこの年代についての諸説が紹介されている。

(68) 呂祖謙は『大事記解題』巻五で「是時齊止余阿城、為燕所困、何假与楚連和伐秦。蓋所載不能無小差也」として、この時の斉は燕の攻撃を受けて危機的状況にあり、楚と連

合して秦を攻撃する力は無く、斉参戦は誤りである」と指摘している『文淵閣四庫全書』（台湾商務印書館、一九八三年）一九八六年）三二四冊、七五頁参照」。

(69) 原文には「東西周」とあったが、「東周」に改めたことについては前掲修訂本『史記』一、周本紀、二一九頁の校勘記「四七」参照。なお、東周については『史記』秦本紀に「東周与諸侯謀秦、秦使相国不韋誅之、尽入其国。秦不絶其祀、以陽人地賜周君、奉其祭祀」とあり、莊襄王の時、東周にはその祭祀を祀らせたとの記事もある。東周の祭祀が祀られていたとすると、賈誼の『過秦論』に「秦滅周祀、併海内、兼諸侯、南面称帝」とも符合する（『過秦論』を引く『史記』秦始皇本紀には「滅周祀」の三文字がない）。なお、方向東『賈誼集匯校集解』（河海大学出版社、二〇〇〇年）二一頁注②参照。

(70) 原文には「滅楚名為楚郡」とあったが、「滅楚為郡」に改めたことについては前掲修訂本『史記』五、楚世家、二〇八六頁の校勘記「五〇」参照。

中国古代における帝号称谓と内禪による帝位継承に至る道筋